

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	河曲 (五個荘河曲町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の農業者は高齢率も高く、認定農業者等の担い手は不在である。又、後継者不足の農業者が大半をしめ、個々の現状面積を耕作するのが精いっぱいである。また、地域内の1/3が未整備田であり放棄田の発生の恐れもはらんでいる。一方で元気なうちは農業従事はしたい意向の強い地域であるため集落営農等の担い手づくりについても消極的である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者のいない高齢者地域の為、水稻以外の作物は野菜を含め考えにくい。
一部の農業者はWCSの取組もあるが大半が加工米での取組になっている。
現在近隣の農業法人の受け入れについての話し合いを進めている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
河曲改良組合を中心に、集積・集約を進め、農地バンクを通じて段階的に築瀬ファームに集積を行う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
個々の農業者の意向を踏まえながら、農地バンクを通じて段階的に築瀬ファームに集約を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道の維持管理を行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の希望があった場合は市、JA等と連携し、定着を目指していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦河曲改良組合を中心に、地域内の農道及び水路の保全を図る。				